

防火戸・防火ダンパ										
種別	設置を必要とする物件及び部分				設置を省略することができる物件及び部分	防火設備等の種類 令109条2項 令112条1項 令114条5項	連動方法 (令112条14項)		熱感知器 定温特種	煙感知器
	対象物件			根拠条項						
防火区画	面積積	耐火建築物	一般	床面積1500m <sup>2</sup> 以内に区画	令112条	特定防火設備	1項	下記に同じ		
			法27条2項該当または法62条1項該当	床面積 500m <sup>2</sup> 以内に区画			2項	内装仕上げを不燃・準不燃とした階段室区画、E V昇降路(ロビーを含む)区画 内装仕上げを不燃・準不燃とした体育館・工場等		
		不燃軸組	一般	床面積1500m <sup>2</sup> 以内に区画			1項	下記に同じ		
			法27条2項該当または法62条1項該当	床面積1000m <sup>2</sup> 以内に区画			3項	上記に同じ		
	縦穴区画	主要構造部を耐火構造とした建築物		床面積1500m <sup>2</sup> 以内に区画	令112条	防火設備 特定防火設備	1項	劇場、体育館、工場等で、用途上止むを得ない部分 防火区画された階段室、E V昇降路(ロビーを含む)		
		11階以上の部分	一般 (内装仕上げ難燃以上)	床面積 100m <sup>2</sup> 以内に区画			5項	防火設備 特定防火設備		
			内装仕上げ、下地とも不燃・準不燃	床面積 200m <sup>2</sup> 以内に区画			6項	防火区画された階段室、E V昇降路(ロビーを含む)その他の避難通路部分		
	異種用途区画	一部が法24条各号のどれかに該当する建築物		該当用途部分相互間及びその他の部分との間を区画	令112条	特定防火設備	7項			
		一部が法27条1項各号または2項各号のどれかに該当する建築物					8項	×		
	防火壁	大規模木造建築物		床面積1000m <sup>2</sup> 以内に区画	法26条 令113条	特定防火設備	9項	内装仕上げ・下地とも不燃とした、(1階から2階または1階から地下1階)のみに通ずる縦穴部分 階数3の独立住宅又は長屋の住戸(ともに1戸<200m <sup>2</sup> 内の縦穴部分		
その他の区画	別棟区画			令126条の2 21項	防火設備 特定防火設備	×				
	避難階段に通ずる出入口			令123条						
	特別避難階段の附室又はバルコニーから階段室に通ずる出入口									
	特別避難階段の屋内から附室又はバルコニーに通ずる出入口									
	地下街	各店舗ごと並びに地下道に接する出入口		令128条の3						
非常用エレベーターの設置を省略できる条件のもの				令129条の13の2	特定防火設備					
防火ダンパ	ダクトが防火区画を貫通する部分		令112条 16項	令112条 16項	特定防火設備	×	注2			
上記1、2以外の場合										
備考	(1) 印は連動可、×印は連動不可を示す。 (2) 印において、防火戸・防火シャッター・防火ダンパを用いる場合は遮煙性能を有する。 (3) 熱感知器、煙感知器との連動は、連動制御器(連動操作盤)自動開閉装置とで行い、かつ予備電源の附置が必要。 (4) 本方式以外に自動火災報知設備との連動も可である。(但し感知器の設置基準は、建基法にも適合していること。) (5) 常時閉鎖式防火戸(面積3m <sup>2</sup> 以内)の場合は、感知器連動しないことができる。				(6) 「面積区画」の場合、区画基準の床面積の算定にあっては、スプリンクラー等の自動式消火設備を設けた部分の床面積の1/2を控除してよい。従って全面的に自動式消火設備を設けた場合には、区画基準の床面積の数値は2倍に読み替えてよい。 注1 平成12年5月31日建設省告示第1416号第2により、従来のE Vの戸は防火設備として認められなくなった。 注2 ダンパ閉鎖用の煙感知器の設置は間仕切壁等で区画された給排気口のある場所(給排気口のあるすべての部屋等)					

排煙設備の設置義務		
設置義務のある建築物	設置義務免除建物	設置義務免除部分※
1(特殊建築物) (一)劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 (二)病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、養老院、「児童福祉施設等」(令19条1項参照) (三)学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場 (四)百貨店、マーケット、展示場、キャパレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、店舗 (令第126条の2第1項)	(1)学校、体育館 (令第126条の2第1項第2号)	(二)の病院などのうち、防火区画した床面積が100m <sup>2</sup> (共同住宅の住戸にあっては、200m <sup>2</sup> )以内の部分 (令第126条の2第1項第1号) 階段の部分、昇降機の昇降路の部分などのほか、局部的な倉庫・物入れ・書庫・洗面所・便所・パイプシャフトなどの部分。 (令第126条の2第1項第3号)
延べ面積 > 500m <sup>2</sup> の建築物	高さ31m以下の部分(地階の主たる用途に供する部分を除く)	居室以外の室 1.床面積100m <sup>2</sup> 未満で防煙壁で区画されたもの 2.内装仕上げを不燃・準不燃とし、かつ主要な出入口に防火戸を設けたもの (告示1436号第4項1号)
2(階数 3)で、[延べ面積 > 500m <sup>2</sup> ]の建築物 (令第126条の2第1項)	(2)機械製作工場・不燃性の物品保管倉庫などで、主要構造部が不燃材料で造られたもの。 (令第126条の2第1項第4号) (3)2と同等に火災発生が少ない構造のもの、たとえば、周囲開放の耐火建築物・不燃構造の自動車庫、駐車場など。 (令第126条の2第1項第4号) (4)危険物貯蔵・処理場、車庫、通信機室、せんい工場など(法令により不燃ガス・粉末消火設備を設けたもの) (告示1436号第4項1号)	上記、 上記に同じ(但し高さ31m以下の部分で、地階も含まれる) 高さ31m以下にある居室(地階を含む)で、「防煙壁」などで床面積が100m <sup>2</sup> (共同住宅の住戸にあっては、200m <sup>2</sup> )以内に防煙区画されたもの。 (令第126条の2第1項)
3(延べ面積 > 1000m <sup>2</sup> )の建築物の[床面積 > 200m <sup>2</sup> ]の大居室(令第126条の2第1項)	上記(2)及び(4)	上記、 上記に同じ(但し居室のみ)
4(排煙上有効な開口部面積 < 1/50・床面積)の居室(無窓居室) (令第126条の2第1項)	上記(1)(2)及び(4) (5)有効換気窓(床面積×1/20)のある階数2以下の住居・長屋の住戸(200m <sup>2</sup> )の居室。 (告示1436号第4項1号)	上記、及び
※火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として、天井の高さ、壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定めるもの。(令第126の2第5項)		
非常扉		
設置を必要とする物件及び部分		施錠装置の構造
避難階段(屋内、屋外)を設置する対象物で、 1.屋外に設ける避難階段に屋内から通ずる出口 2.避難階段から屋外に通ずる出口 3.前記1、2に掲げる出口以外の出口のうち維持管理上、常時鎖錠状態にある出口で、火災その他非常の場合に避難に供すべきもの (令125条の2)		屋内から鍵を用いることなく解錠できるものとし、当該扉の近くの見やすい場所に、その解錠方法を表示しなければならない。 (令125条の2)
防火区画とは... 建築物内における延焼または煙の拡大の防止を目的として、一定の床面積ごと、異種用途ごと、階段吹抜き、その他の縦穴ごとに耐火構造の床、壁又は特定防火設備によって区画された部分。 防煙区画とは... 防煙壁で区画された部分(一般には500m <sup>2</sup> ごと、地下街では300m <sup>2</sup> ごと) 自動火災報知設備の警戒区域とは... 火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域(面積600m <sup>2</sup> 以下、一辺の長さは50m以下で原則として2の階にわたらないこと。)		

用語説明
不燃材料とは... 建築材料のうち、不燃性能 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間燃焼、変形、溶融、き裂その他損傷、有害な煙又はガスを発生しないこと)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。(コンクリート、れんが、瓦、陶磁器質タイル、石綿スレート、厚さ3mm以上のガラス繊維混入セメント板、厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板、鉄鋼、アルミニウム、金属板、ガラス、モルタル、しっくい、石、厚さ12mm以上の石膏ボード、ロックウール、グラスウール板)
準不燃材料とは... 建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間燃焼、変形、溶融、き裂、その他損傷、有害な煙又はガスを発生しないこととして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。(厚さ9mm以上の石膏ボード、厚さ15mm以上の木毛セメント板、厚さ9mm以上の硬質木片セメント板(かさ比重が0.9以上)、厚さ30mm以上の硬質木片セメント板(かさ比重が0.5以上)、厚さが6mm以上のパルプセメント板)
特定防火設備とは... 令109条に規定する防火設備であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該火熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの。 防火設備とは... 防火戸、ドレンチャー、その他火災を遮る設備とする。 (法第2条第9号の二ロ及び法第64条の政令で定めるもの) 防煙壁とは... 間仕切壁または0.5m以上(地下は0.8m以上)下方に突出した垂れ壁、その他これと同等以上に煙の流動を妨げる効力のあるもので、不燃材料で造り、またはおおわれているもの。 居室とは... 居住、執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のために継続的に使用する室。(居間、厨房、店舗の売場、事務室、会議室、作業場、病室など) 防火区画とは... 建築物内における延焼または煙の拡大の防止を目的として、一定の床面積ごと、異種用途ごと、階段吹抜き、その他の縦穴ごとに耐火構造の床、壁又は特定防火設備によって区画された部分。 防煙区画とは... 防煙壁で区画された部分(一般には500m <sup>2</sup> ごと、地下街では300m <sup>2</sup> ごと) 自動火災報知設備の警戒区域とは... 火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位の区域(面積600m <sup>2</sup> 以下、一辺の長さは50m以下で原則として2の階にわたらないこと。)